予防技術検定模擬テスト

NO.209 ー解説付ー

〔共通〕

問1　次の文章は法第10条第１項に規定する危険物の貯蔵・取扱いの制限等に関する文章だが、（　）に入る文字として消防法令上正しいものを１つ選べ。ただし、設問の市町村は、消防本部及び消防署が設置されているものとする。

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は（ (1) ）以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、（ (2) ）の（ (3) ）を受けて指定数量以上の危険物を、（ (4) ）以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

(1)　製造所及び取扱所
(2)　市町村長
(3)　許可
(4)　10日

解答と解説

〔共通〕　**問１　答**　(4)

解説　法第10条第１項は、危険物の貯蔵及び取扱いの規制に関する基本的規定で、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは製造所、貯蔵所又は取扱所という一定の施設において行わなければならないことを規定するとともに、それに対する例外として仮貯蔵及び仮取扱いの制度を認めることを規定したものである。逐条解説消防法第５版Ｐ．268参照。

(1)　指定数量以上の危険物を取り扱うことができる場所は、製造所及び取扱所の他に貯蔵所でも認められているため、本選択肢の正解は「製造所、貯蔵所及び取扱所」であり、誤りとなる。貯蔵所においては貯蔵だけでなく、貯蔵する危険物を出し入れするような危険物の貯蔵のために最小限必要とされる取扱行為も、貯蔵に伴う取扱いとして認められていることに留意する必要がある。なお、貯蔵に伴うとはみなされない取扱いを行うことはできない。逐条解説消防法第５版Ｐ．275参照。

(2)　一般に危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置する市町村の区域においては当該市町村長が、その他の市町村の区域においては管轄都道府県知事が行うこととされている。しかし、仮貯蔵又は仮取扱いの事務については、個別的、具体的な火災危険を避けるための事務であることから、もっぱら消防活動の責任者の地位にある者をしてこれを行わせるのが妥当であるという見地に立って、消防本部及び消防署を設置する市町村では消防長又は消防署長のいずれかが、消防本部を置いて消防署を置かない市町村では消防長が、また、消防本部を置かない市町村では市町村長が、それぞれこれに当たることとされているため、本選択肢の正解は「所轄消防長又は消防署長」であり、誤りとなる。逐条解説消防法第５版Ｐ．276参照。

(3)　仮貯蔵又は仮取扱いの事務については消防長又は消防署長の「許可」ではなく「承認」を必要としているため、本選択肢の正解は「承認」であり、誤りとなる。もっとも「承認」とは、この場合には一般的な禁止行為を特定の場合に解除する行政行為、すなわち「許可」と実質的に同義であると解してよいとされており、仮貯蔵又は仮取扱いに当たっては消防長又は消防署長の「許可」ではなく「承認」が必要であることを覚えておいていただきたい。なお、承認を行う際に考慮すべき条件としては、「場所の安全性」、「危険物の数量」、「期間」等の諸条件を総合的に勘案して承認すべきか否かが判断されるべきとされている。逐条解説消防法第５版Ｐ．275参照。

(4)　仮貯蔵又は仮取扱いの期間は「10日以内」とされているため、本選択肢は正しい。なお、条文に「仮に」とあるが、この言葉は当該貯蔵又は取扱いがあくまでも臨時的、例外的なものであることを意味する言葉であり、「10日以内」に限っての貯蔵又は取扱いそのものがすでに「仮に」の様相を呈しているから、「仮に」という言葉に特別の意味はない、と解するとされている。また、10日の期間が過ぎてから再び「安全な場所」の指定を受けてさらに10日間貯蔵又は取扱いを行う行為（仮貯蔵又は仮取扱いの制度を悪用して法第10条第１項本文の脱法行為となるような行為）を禁ずる趣旨が、これによって明らかにされていると言える。ただし、震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱 いが必要となることがある。このような状況において仮貯蔵又は仮取扱いの承認を繰り返すことは、制度の悪用ではなく震災対応上必要な措置と言うべきである。もっとも、「１回の承認の期間は法令上、10日以内となること。」、「安全確保のため、消防機関による定期的な現場確認を行うこと。また、そ

〔消防用設備等〕

問１　次の文章は規則第28条の２第１項第２号の規定に基づき劇場の避難階において避難口誘導灯を設置することを要しない部分の要件を列挙したものだが、設置免除要件として消防法令上誤っているものを次の中から１つ選べ。

(1)　床面積が500㎡以下で、かつ、客席の床面積が200㎡以下であること。

(2)　客席避難口を２以上有すること。

(3)　客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が20m以下であること。

(4)　すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されている照明装置が設けられていること。

解答と解説

のような機会を捉えて安全対策の徹底を図ること。」、「繰返承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留めること」に留意した上で、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を繰り返すことにより対応することが考えられるとされている。逐条解説消防法第５版P．276及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月３日付け消防危第171号消防庁危険物保安室長通知）参照。

〔消防用設備等〕　問１　答　(1)

解説　構造改革特別区域法の規定に基づき劇場等の事業を構造改革特別区域内で行う場合に一定の要件を満たせば令第32条の規定を適用し、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができる特例措置については、「構造改革特別区域法に係る劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用について」（平成17年12月５日付け消防予第360号）で示されていた（同通知は平成20年４月30日に廃止されている。）。規則第28条の２第１項第２号の規定は、前述の基準の特例で得られた知見等を踏まえ、平成20年４月30日の規則改正で追加された条文であり、本設問はそのうち避難口誘導灯の設置免除要件を問うものである。今回の解説では設問に関連する事項について簡単に記すが、規則第28条の２第１項第２号の内容及び誘導標識の設置免除要件である規則第28条の２第３項第２号の内容を勉強したい方は月刊フェスク2008年７月号P．８～P．12（劇場等における誘導灯及び誘導標識の設置免除に関する消防法施行規則の一部改正）を参照されることをお勧めする。

(1)　規則第28条の２第１項第２号はしら書き。客席の床面積は200㎡以下ではなく、150㎡以下であることが避難口誘導灯の設置免除要件の一つであるため、本選択肢は誤りである。なお、客席は観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分であるが、規則第１条の３の規定に基づき劇場の収容人員を算定する際に、客席の部分として固定式のいす席を設ける部分の他に、立見席やその他の部分の算定方法が示されていることからも分かるように、立見席を設ける部分がある場合や非固定式の椅子を設ける部分がある場合には、これらの部分は客席の床面積に含まれることに留意する必要がある。

(2)　規則第28条の２第１項第２号イ。客席に直接面する避難口である客席避難口は２以上設けることが避難口誘導灯の設置免除要件の一つであるため、本選択肢は正しい。なお、客席と避難口の間に間仕切りや障壁等がある場合は、客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができるとは言えないため、当該避難口は客席避難口とは言えないことに留意する必要がある。

(3)　規則第28条の２第１項第２号ロ。客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができるということは、客席避難口が通常の明るい状態において客席の全ての位置から容易に見とおすことができ、避難口であることを容易に判断することができる位置に存することが必要だということである。また、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が20m以下であることも避難口誘導灯の設置免除要件の一つであるため、本選択肢は正しい。なお、誘導標識の設置免除要件となる歩行距離は20m以下ではなく30m以下となるので留意する必要がある。規則第28条の２第３項第２号ロ参照。

(4)　規則第28条の２第１項第２号ハ。すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されている照明装置が設けられていることが避難口誘導灯の設置免除要件の一つであるため、本選択肢は正しい。なお、当該照明装置が客席から避難口であることを認識できるだけの十分な輝度を要していない場合や、避難口の位置を識別できる照度が確保されていない場合は、火災時に照明装置により客席避難口を識別できるとは言えず、避難口誘導灯を設置しなければならないことに留意する必要がある。

〔消防用設備等〕　問２　答　(4)

解説　令第28条の２第１項の規定により、連結散水設備の設置が必要な防火対象物は令別表第一⑴項から⒂まで及び⒄項の防火対象物で地階の床面積の合計が700㎡以上のもの並びに延べ面積700㎡以上の地下街とされている。また、令第28条の２第２項第１号の規定により、連結散水設備の散水ヘッドは、前述の防火対象物の地階の部分の

〔消防用設備等〕

問２　地階の床面積の合計が700㎡以上の事務所ビルには連結散水設備を設ける必要があるが、散水ヘッドの設置を要さない部分として、消防法令上正しいものを１つ選べ。

(1)　特定主要構造部を準耐火構造とした防火対象物のうち、準耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のもの

(2)　特定主要構造部を準耐火構造とした防火対象物のうち、準耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの

(3)　直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所

(4)　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

〔防火査察〕

問１　消防法（以下「法」という。）第４条に基づく立入検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

(1)　効率的・効果的な立入検査を実施するため、立入検査の当日までに防火対象物台帳等から防火対象物の状況や過去の指導状況等を把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備をすることは重要である。

(2)　消防長又は消防署長は、職員の火災予防に関する知識、技術、勤務形態等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、事前に立入検査を担当する職員を指定しておくことが望ましく、担当する職員を指定する場合は、主として消防活動（警防活動等）に従事する交替制職員も含めた職員を指定することが重要である。

(3)　火災が発生した防火対象物については、再発防止を図るために、原則として、火災原因を特定した後に立入検査を実施し、火気設備の管理や消防用設備等の維持管理など、防火対象物の実態に応じた関係者指導を実施することが重要である。

(4)　立入検査は、特定防火対象物と特定防火対象物以外の防火対象物、消防法令違反が認められる防火対象物と消防法令違反が認められない防火対象物など、それぞれ火災の発生及び拡大するリスクが異なる防火対象物について、画一的に実施することは非効率的であるため、効率的・効果的な立入検査を計画することが重要である。

解答と解説

天井又は天井裏に、総務省令で定めるところにより設置することとされているが、当該ヘッドを設けてもその効果が少ない部分、延焼のおそれが著しく少ないと予想される部分又は散水することにより二次的な災害の発生が予想される部分が総務省令で定める部分として列挙されており、これらの部分に散水ヘッドを設ける必要はないとされているが、本設問はそれらの部分について正しく理解しているか問うものである。消防法施行令解説Ｐ．488～Ｐ．489参照。

(1)及び(2)　規則第30条の２第１号及び第３号。「特定主要構造部を準耐火構造とした防火対象物のうち、準耐火構造の壁若しくは床」の「準耐火構造」という部分は「耐火構造」の誤りであるため、(1)及び(2)はともに誤りである。なお、建築基準法第２条第９号の２イにおいて、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分を「特定主要構造部」と定義した上で、耐火建築物の要件の一つとして、「特定主要構造部が耐火構造であるもの」を挙げているが、準耐火建築物の場合は、「主要構造部が準耐火構造であるもの」とされている点に留意する必要がある。すなわち、耐火構造が求められる部位は特定主要構造部であるのに対して、準耐火構造が求められる部位は主要構造部であることを覚えておいてほしい。ちなみに消防法令においても「特定主要構造部を耐火構造」という規定はたくさんあるが、「特定主要構造部を準耐火構造」という規定は存在しないことを念のため申し添える。

(3)　規則第30条の２。「直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所」はスプリンクラーヘッドの設置を要さない場所として規則第13条第３項第６号に規定されており、その理由として外気が流通する場所にあっては火災時においてもスプリンクラーヘッドの感知温度に至らず、スプリンクラーの性能が発揮できないと考えられる場所であることが挙げられるが、連結散水設備の場合はスプリンクラーヘッドの感知温度は考慮する必要がなく、散水ヘッドを設置する必要があるため、本選択肢は誤りである。

(4)　規則第30条の２第５号。本選択肢は正しい。

〔防火査察〕　**問１　答**　(3)

解説

(1)「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について（消防予第598号令和４年11月21日総務省消防庁予防課長通知。以下「改正通知」という。）の立入検査標準マニュアルにより適当。

(2)　改正通知の立入検査標準マニュアルにより適当。

(3)　改正通知により「火災が発生した防火対象物」は、直ちに立入検査を実施し、消防法令違反が認められた場合は、時機を失することなく違反処理に移行し早期是正を図ることとされたので、不適当。

(4)　改正通知の立入検査標準マニュアルにより適当。

〔防火査察〕　**問２　答**　(1)

解説

(1)　逐条解説消防法により、「火災の予防に危険」と